

産後ケアのびのびをご予約された方へ

2025/12/10

「産後ケアのびのび」をご予約された方は、こちらをお読みください。

- ・産後ケアのびのびのご利用時間は 10:00～16:00 です。
- ・産婦人科の正面玄関からお入りいただき、会計にお進みください。
- ・自治体の助成を受ける方は、必ず利用管理表または利用承諾通知書をお持ちください。
- ・会計が混雑している場合、清算に時間がかかることがあります。
ご利用の 20～30 分前に来院いただけますと、10 時には産後ケアのお部屋にご案内できるかと思います。
- ・会計の際、カフェチケットをお渡ししています。昼食にご利用ください。

◆持ち物

- ・母子手帳
- ・自治体からの利用管理表または利用承諾通知書（自費の方は必要ありません）
- ・赤ちゃんのお着替え一式

◆病院で用意しているもの

- ・哺乳瓶
- ・粉ミルク（すこやか）
- ・紙おむつ各サイズ
- ・ママの部屋着
- ・ママが飲むドリンク
- ・ママのおやつ

※ シャワー室の利用が可能です。シャワー室には、バスタオル・シャンプー・コンディショナー・ボディソープ・ドライヤーがございます。その他必要なものがあればお持ちください。

※ ゆっくりお休みされたい方は、耳栓やイヤホンの持参をおすすめします。

- ・発熱、咳、鼻水、咽頭痛など風邪症状がある場合は利用できません。
また途中で症状が出た場合、利用を中止していただきますのでご了承ください。
- ・インターネットでのキャンセルは前日の 16 時までとさせていただきます。
当日キャンセルされる場合は、病院にお電話ください。
- ・アレルギーなどの理由でカフェの利用が心配な場合は、病院にお電話ください。
- ・当院の産後ケアの利用は生後 7 か月未満となります。
予約日に 7 か月を過ぎていないかご確認をお願い致します。
(三芳町の方は 1 歳未満までご利用可能ですが、7 か月以上の場合は赤ちゃんのお預かりはできません)
- ・富士見市、三芳町、さいたま市、川越市、志木市、朝霞市、和光市の方は自治体の助成を受けられる可能性がありますので、各市町村へ申請してください。
書類が届いてから産後ケアの予約をしてください。
- ・自治体が定めた産後ケアの利用回数を上回ると自費でのご利用になります。
- ・ご不明な点がございましたら、平日 9:00～16:00 の間にお電話ください。 ☎049-252-2121